

報道資料

平成 15 年 8 月 28 日

# パートタイマーの皆さんが 働きやすい社会を目指して

## パートタイム労働者の労働条件の確保等に 関する行政評価・監視

《評価・監視結果に基づく所見表示》

行政評価・監視は、総務省が行う評価活動の一つで、行政機関の業務の実施状況について、合规性、適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を図ることを目的として行うもの

総務省北海道管区行政評価局

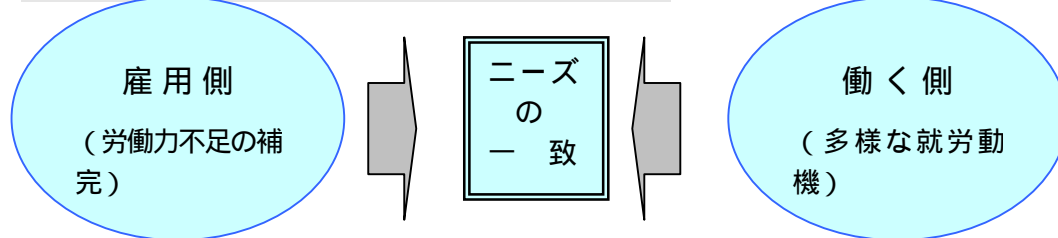
照会先：第二部第三評価監視官

電話：011-709-1806(直通)

## 本行政評価・監視の概要

### 背景

近年のパートタイム労働者の急速な増加、役割の増大



北海道におけるパートタイム労働者数は、平成9年の約31万人から14年には約46万人と5年間で15万人(48パーセント)の増加。

### 国の施策

このような状況を踏まえ、いわゆるパート法及び指針を策定し、事業主において適正な労働条件の確保、福利厚生充実等の措置を講ずることとしている。

しかし、パートタイム労働者の労働環境面では、有給休暇を付与していない、雇用保険に加入させていないなど、事業主の雇用管理が不十分な状況がみられ、その改善が急務

### 調査対象機関及び調査実施期間

調査対象機関等 : 北海道労働局、同局労働基準監督署(3)、パートタイム労働者雇用事業所(札幌市14、函館市6、旭川市5、計25。製造業、卸・小売業、サービス業を中心)等

調査実施期間 : 平成15年4月~7月

### 調査の結果

25事業所のうち、21事業所(84.0パーセント)にパートタイム労働者の労働条件が適正に確保されていないなどの状況がみられたため、以下の点について、改善措置を講ずるよう所見表示

- 1 パートタイム労働者の適正な労働条件の確保
- 2 パートタイム労働者に対する育児・介護休業の付与及び雇用保険の適用の拡大
- 3 関係部局の連携強化等によるパートタイム労働に関する効果的な周知・啓発活動の実施

所見表示(平成15年8月28日)

北海道労働局

周知啓発・指導監督

事業所

## 所見表示事項 1 パートタイム労働者の適正な労働条件の確保

### 制度・仕組み

労働基準法、労働安全衛生法等に基づき、労働者保護の観点から、事業主は、労働者の適正な労働条件を確保する義務

さらに、パート法及び指針では、事業主は、パートタイム労働者に対し、次の点について適正な措置を講ずることを規定

文書による労働条件の明示、 就業規則の整備、 年次有給休暇の付与、 健康診断の実施、 産前・産後の休業の付与

#### 事業所に対する指導・監督

労働局（労働基準監督署）による事業所の臨検監督の実施

### 現状・実態

25 事業所を調査した結果、

パートタイム労働者に対する労働条件の明示が適切に行われていないもの( 18 事業所)

パートタイム労働者に係る就業規則の整備が適正に行われていないもの( 9 事業所)

年次有給休暇の付与が適正に行われていないもの( 8 事業所)

パートタイム労働者に 1 年に 1 回の定期健康診断を実施していないもの( 4 事業所)

産前・産後の休業について就業規則に規定していない又は規定内容が不適切なもの( 9 事業所)

労基法、パート法及び指針について、事業主の理解が不十分

また、人件費の抑制等、事業主の都合により、適正な措置が未実施

### 所見表示の要旨

パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図るため、北海道労働局に対し、次の事項について所見表示

事業主に対し、雇入通知書の交付等による労働条件の明示，就業規則の整備・届出、年次有給休暇の付与、健康診断の実施等について一層の周知徹底を図ること

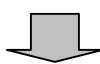
労働基準監督署に対し、事業所に臨検監督等を行うに当たっては、パートタイム労働者に係る労働基準法等の遵守状況の把握に努め、その適正な労働条件の確保について指導すること

## 所見表示事項2 パートタイム労働者に対する育児・介護休業の付与及び雇用保険の適用の拡大

### 制度・仕組み

事業主は、期間を定めずに雇用する（又はこれに準ずる）パートタイム労働者に対して、育児・介護休業について就業規則に規定し、周知に努める義務

事業主は、1週の所定労働時間が20時間以上で、かつ、1年以上継続雇用するパートタイム労働者については、雇用保険に加入させる義務



### 現状・実態

25事業所を調査した結果、

パートタイム労働者に適用する育児休業等について就業規則に定めていないもの（11事業所）

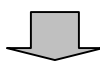
パートタイム労働者に対する育児休業等の制度の必要性について、事業主の認識が不十分

雇用保険の適用対象となるパートタイム労働者を加入させていないもの（5事業所）

パートタイム労働者の雇用保険の適用対象要件について、事業主の理解が不十分

また、パートタイム労働者、事業主の双方が保険料の負担を敬遠

北海道労働局（雇用均等室及び職業安定部）では、これまで、パンフレットの配布などによる周知・啓発活動を中心に実施



### 所見表示の要旨

パートタイム労働者に対する雇用管理の充実を図るため、北海道労働局に対し、次の事項について所見表示

事業主に対して、企業訪問の機会を通じ、パートタイム労働者に講ずべき措置の状況について周知・啓発に努めるとともに、育児休業等の付与については、必要に応じて、助言・指導を行うこと

事業主に対して、公共職業安定所への来所時などの機会を通じ、パートタイム労働者に係る雇用保険の適用範囲について一層の周知徹底を図るとともに、個別の事業所と接触する機会をとらえ、雇用保険の適用について勧奨に努めること

### 所見表示事項 3 関係部局間の連携強化等によるパートタイム労働に関する効果的な周知・啓発活動の実施

#### 制度・仕組み

##### 事業主に対する周知・啓発の実施機関

これまで、北海道労働局では、雇用均等室が中心となって事業主等に対するパートタイム労働者の雇用管理の改善等についての周知・啓発活動を実施

同局労働基準部及び職業安定部においても周知・啓発に協力

##### 短時間雇用管理者の選任

事業主は、常時 10 人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに短時間雇用管理者を選任し、これを雇用均等室に届出



#### 現状・実態

雇用均等室が把握するパートタイム労働者を雇用する事業所の数は約 2,000 事業所  
しかし、事業所・企業統計調査によると道内の事業所数は約 26 万 7,000 事業所あり、  
今後ともパートタイム労働者を雇用する事業所を新規に把握していくことが必要

雇用均等室と他の労働局内の部局との間において、パートタイム労働者を雇用する  
事業所についての連携や情報交換が不十分

##### 組織再編に伴うメリットが十分に発揮されていない

- ・労働基準監督署：臨検時に事業主へ周知（短時間雇用管理者の選任等）が可能
  - ・公共職業安定所：求人受付時に把握した情報（パートタイム労働者数等）の提供が可能
- 25 事業所のうち、パートタイム労働者を 10 人以上雇用しながら短時間雇用管理者を選任していないものが 12 事業所。また、選任済み事業所に対するフォローアップも不十分



#### 所見表示の要旨

パートタイム労働に関し周知・啓発を効果的に実施する観点から、北海道労働局に対し、次の事項について所見表示

関係部局間の連携・情報交換を積極的に行い、現にパートタイム労働者を雇用する事業所の新規把握に努めること

把握した事業所に対しては、短時間雇用管理者の選任勧奨を的確に行うこと